

2012年（平成24年）3月1日

藤沢市長 鈴木恒夫様

藤沢市情報公開審査会
会長 安富 潔

情報公開請求の一部承諾決定に関する異議申立てについて（答申）

2010年（平成22年）9月1日付けで諮問された「①2009年6月29日付け（仮称）武田薬品工業（株）新研究所に係る指定事業所設置許可申請書の添付図面中 用排水系統-1 ②2010年2月23日付け（仮称）武田薬品工業（株）新研究所に係る指定事業所に係る変更許可申請書添付の新研究所建設計画焼却炉設備、指定事業所設置許可申請書添付資料中の ・6．処理物の性状及び10．焼却炉の運転について ・添付図面、焼却炉設備フローシート NO.09-102-10101E 焼却炉設備全体立面配置図 NO.09-102-10201E 焼却炉設備焼却炉組立図 NO.09-102-10300E ・焼却炉設計計算」の情報公開請求の一部承諾決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

藤沢市長（以下「実施機関」という。）が、「①2009年6月29日付け（仮称）武田薬品工業（株）新研究所に係る指定事業所設置許可申請書の添付図面中 用排水系統-1 ②2010年2月23日付け（仮称）武田薬品工業（株）新研究所に係る指定事業所に係る変更許可申請書添付の新研究所建設計画焼却炉設備、指定事業所設置許可申請書添付資料中の ・6．処理物の性状及び10．焼却炉の運転について ・添付図面、焼却炉設備フローシート NO.09-102-10101E 焼却炉設備全体立面配置図 NO.09-102-10201E 焼却炉設備焼却炉組立図 NO.09-102-10300E ・焼却炉設計計算」の行政文書公開請求に対し、2010年（平成22年）7月9日付けの一部承諾決定処分における非公開とした部分のうち、異議申立人が処分の取消しを求める部分について、公開とすべきである。

2 事実

- (1) 異議申立人は、2010年（平成22年）6月4日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定により、「①2009年6月29日付け（仮称）武田薬品工業（株）新研究所に係る指定事業所設置許可申請書の添付図面中 用排水系統－1 ②2010年2月23日付け（仮称）武田薬品工業（株）新研究所に係る指定事業所に係る変更許可申請書添付の新研究所建設計画焼却炉設備、指定事業所設置許可申請書添付資料中の ・6. 処理物の性状及び10. 焼却炉の運転について ・添付図面、焼却炉設備フローシート NO. 09-102-10101E 焼却炉設備全体立面配置図 NO. 09-102-10201E 焼却炉設備焼却炉組立図 NO. 09-102-10300E ・焼却炉設計計算」の行政文書公開請求を行った。
- (2) 実施機関は当該請求に係る行政文書を「①2009年6月29日付け（仮称）武田薬品工業（株）新研究所に係る指定事業所設置許可申請書の添付図面中 用排水系統－1 ②2010年2月23日付け（仮称）武田薬品工業（株）新研究所に係る指定事業所に係る変更許可申請書添付の新研究所建設計画焼却炉設備、指定事業所設置許可申請書添付資料中の ・6. 処理物の性状及び10. 焼却炉の運転について ・添付図面、焼却炉設備フローシート NO. 09-102-10101E 焼却炉設備全体立面配置図 NO. 09-102-10201E 焼却炉設備焼却炉組立図 NO. 09-102-10300E ・焼却炉設計計算」（以下「本件請求文書」という。）と特定した。
- (3) 実施機関は、2010年（平成22年）6月8日付けで、条例第14条の規定により、第三者に意見照会書を送付し、同年7月6日付けで意見書を受理した。
- (4) 実施機関は、同年6月16日付けで、条例第11条第3項の規定により、異議申立人に対し、諾否決定期間延長の通知を行った。
- (5) 実施機関は、同年7月9日付けで異議申立人に対し、本件請求文書について、一部承諾決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (6) 異議申立人は、同月29日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。
- (7) 実施機関は、同年9月1日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第18条の規定により、本件処分について諮問した。
- (8) 異議申立人は、2011年（平成23年）9月15日開催の審査会において、異議申立ての一部「②2010年2月23日付け（仮称）武田薬品工業（株）新研究所に係る指定事業所に係る変更許可申請書添付の新研究所建設

計画焼却炉設備，指定事業所設置許可申請書添付資料中の ・ 6 . 処理物の性状及び 1 0 . 焼却炉の運転について ・ 添付図面，焼却炉設備フローシート NO. 09-102-10101E 焼却炉設備全体立面配置図 NO. 09-102-10201E 焼却炉設備焼却炉組立図 NO. 09-102-10300E ・ 焼却炉設計計算」について，取り下げの意思表示をし，同年 1 0 月 1 2 日付けで一部取下書を提出した。

- (9) 実施機関は，2 0 1 1 年（平成 2 3 年）1 0 月 1 3 日付けで，審査会に対し，諮問の一部である「② 2 0 1 0 年 2 月 2 3 日付け（仮称）武田薬品工業（株）新研究所に係る指定事業所に係る変更許可申請書添付の新研究所建設計画焼却炉設備，指定事業所設置許可申請書添付資料中の ・ 6 . 処理物の性状及び 1 0 . 焼却炉の運転について ・ 添付図面，焼却炉設備フローシート NO. 09-102-10101E 焼却炉設備全体立面配置図 NO. 09-102-10201E 焼却炉設備焼却炉組立図 NO. 09-102-10300E ・ 焼却炉設計計算」を取り下げた。

3 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は，本件処分のうち，「① 2 0 0 9 年 6 月 2 9 日付け（仮称）武田薬品工業（株）新研究所に係る指定事業所設置許可申請書の添付図面中 用排水系統－1」の部分（以下「本件対象文書」という。）についての一部承諾決定の取消しを求める，というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人は，異議申立書及び意見書で，以下のとおりの主張をしている。

ア 本件対象文書について，当該図面は，武田薬品工業株式会社新研究所（以下「新研究所」という。）から排出される排水の総量のマテリアルバランスを示すフローシートであり，どんな汚染排水が，新研究所のどこから，どの位排出されるかを示す図面である。

それぞれの水量が示されていないので，情報公開請求では，この水量の公開を求めたものである。

異議申立人の情報公開請求に対し，実施機関は当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するという理由から，当初一般公開されていた図面以外に，新たに公開した箇所は一つもないとしている。

イ 新研究所からは，バイオ，遺伝子組み換え，創薬，R I 研究，膨大な動物実験によって多種・多様な複合汚染物が排出される。係る排水が，武田薬品工業株式会社（以下「武田薬品」という。）自らの排水処理設備装置によって協定に示された下水道排水処理基準まで汚染物が除去されて河川

に放出されるならばいざ知らず、基本的に化学薬品、R I、バイオ、遺伝子組み換え、病原菌接種並びに多種多様な新薬投与された実験動物の排泄物等の処理機能を持たない大清水浄化センターへ未処理のまま流すということは、協定にも違反し、大清水浄化センター周辺住民、下流の境川周辺住民、江ノ島海岸周辺住民の生命、身体、健康、生活等を著しく危険にさらすものである。係る危険にさらされる住民にとって、どのような排水がどの程度流されるかを知る権利がある。

ウ 非公開事由として、条例第6条第2号前段の「公開することにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」の部分だけを取り上げ、但し書き以降の「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く」との規定を全く考慮せずにした違法不当な判断であり、処分の取り消しを求めるものである。

実施機関は、「系統別の排水量は、設計上の創意工夫や独自のノウハウをもとに設計されたものであり、研究内容や規模及び研究機能別の人員配置等の推定可能な生産技術に関する情報である」ことを非公開の理由としているが、新研究所の「研究内容」や「規模」などは既に公開されていることであり、「人員配置」などが水量によって推定できるものではない。

図面の中で生活排水は研究者1200名、補助作業員800名が使用した排水であり、また、空調使用水は新研究所建物の容積がわかっているのだから、そこで使用する水量が判明しても何ら企業秘密になるようなものではない。

実験室系用水も一般実験、動物実験にどのくらい水が使われるか総量がわかるだけで、個々にどのような研究がおこなわれるのかわかるものではない。また、排水量で、武田薬品の創薬内容、生産技術がわかるなどと言うことはあり得ない。

結局、企業機密を盾に、市民に排水内容を知らせたくないというのが武田薬品の本音であると言わなければならない。実施機関は、武田薬品のこうした秘密主義に与するべきではない。

エ 実施機関は、「新研究所の排水は下水道法及び藤沢市下水道条例等の法令の排水基準を遵守して下水道へ流されるものである。また、大清水浄化センターは水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）等の法令を遵守して境川へ放流するものであり、河川及び海の環境への影響はないものとみられ、申立人の主張には根拠がない。」と言い切っているが、武田薬品排出物の一部は回収されるだろうが、一部は大清水浄化センターで希釈されるだけで、下流の境川や江の島に放流されるのはさけられない。わずかでも長年の放流

で堆積され、それが公害の原因となることは、過去の公害発生の事例が我々に教えている所である。

市民は、武田薬品の排水の内訳を知ることによって、健康被害をもたらすバイオ公害、薬品公害に備えることが出来るという意味で、実施機関は安全を強調するのではなく、むしろ積極的に武田薬品に排水の情報を公開するよう求めるべきである。

オ 武田薬品排出物は、大清水浄化センターに流す前に、昭和53年の協定で決められているように排水処理設備を設置させ、汚染物の自社回収を求めるべきである。新研究所が工場ではなく研究所だとの理由で協定は適用されない、などと言うことは、誘致優先のために藤沢市と武田薬品が談合した、市民だましの詭弁である。大清水浄化センターで希釈される前に、武田薬品の構内で濃度の濃い状態で汚染物を沈殿回収の方が希釈された状態よりも確実に回収される。市民が、こうした協定遵守、自社処理、自社回収を武田薬品に求める上でも、排水の性状別排水量を記したフローシートの公開は不可欠である。

カ 非公開説明書では、一日、約2000m³を超える大気放出水を「大気へ出されるものは水蒸気となったものであり、汚染物質は含まれず周辺住民の健康へ多大な影響を与えるものとは言えない。」と説明しているが、水蒸気とは沸騰して気体になったものであり、武田薬品の大気放出水は、すべてこうした水蒸気となったものと言うことは出来ず、スクラバー排水などミスト（水滴）状態で放出されるものも含まれており、「汚染物質は含まれず周辺住民の健康へ多大な影響を与えるものとはいえない」どころか、周辺住民の健康に影響を与えることは必至である。市民としては、こうした大気放出水の量の公開を求めることを企業機密の名の下に隠匿することは許されない。

キ 実施機関は、県の環境アセスメントや神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号。以下「県生活環境保全条例」という。）、ダイオキシン問題を担当する県の審査などを挙げ、武田薬品の排水が住民の健康に害を及ぼすものではないことを強調している。

しかし、県は排水に対する環境アセスメントはやっておらず、環境アセスメントをもって排水に対する住民の心配が解消されるものではない。また、県や市の許認可、届出受理をもって安心安全が担保されるものではなく、届出要件を満たしていることをもって受理されたものである。

非公開理由説明書に述べられている実施機関の論理は、行政が受理したものは法に基づいて行われており、市民が情報公開を求めなくても問題はないという論理に基づくものである。

本来、情報公開は、行政の独善行為をただすために設けられた制度であ

り、市はこの点を良くわきまえて必要な情報は、きちんと公開してもらいたい。

4 実施機関の主張要旨

実施機関は、非公開理由説明書及び意見陳述において、以下のとおりの主張をしている。

(1) 研究所という専門的施設の設計は、施工会社単独で出来るものではなく、設計上の創意工夫や独自のノウハウをもとに設計されたものであり、当該法人の技術者や研究者の関与があつて初めて可能になるものである。

本件対象文書の系統別の排水量は、研究内容や規模及び研究機能別の人員配置等が推定可能な生産技術に関する当該法人の企業競争力の源泉である技術的ノウハウであり、高い企業秘密であるという観点を有している。各系統の数値からどれくらいの量を日量研究しているか、どれくらいの投資を動物関係の施設にしているかが同業他社であれば、容易に推測が可能であることから、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあり、条例第6条第2号に該当するため非公開とした。

また、生活系用水等直接研究に使用されるものではないが、非公開とした部分については、その数値が公開されることにより、すでに公開されている数値から、研究に使用される数値が算出可能であることから、同様の判断とした。

(2) 異議申立人は、「条例第6条第2号ただし書き以下の『ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く』に基づき、住民の生命、身体、健康及び生活に多大な影響を与える情報であるから、本件処分は取り消されるべきである」と主張しているのに対し、以下のとおり反論している。

ア 新研究所の建設にあたっては、神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号）に基づき環境影響予測評価を実施し、事業の内容や安全対策等の具体的情報を開示しており、環境に対する影響は少ないとしている。また、設置後は環境に関する事後調査を行い報告書を神奈川県に提出することとしている。

また、市としても県生活環境保全条例に基づき許可申請書を収受し、法令の基準に合っているか審査を行い確認し、許可書を交付している。

今回、申立人が申し立てている「人の生命、身体、健康、生活を保護するため」にすべての公開が必要であるとしているが、新研究所から排出する各規制物質の予測濃度及び排水量並びに排ガス量は、公開しており、環境に対する影響は知ることができる。

したがって、請求のあった情報を公開しないことが住民の生命、身体、

健康及び生活に多大な影響を与えるとはいえないことから、この情報は条例第6条第2号の正当な利益を害するおそれがあるものに該当する。

本件処分が違法ないし不当であることの理由とはなり得ず、申立人の主張は、理由が無く、容認することは出来ない。

イ 申立人は、本件対象文書について新研究所は化学薬品、R I、バイオ、遺伝子組換え、病原菌接種並びに多種多様な新薬投与された実験動物の排泄物等の処理機能を持たない大清水浄化センターへ未処理のまま流し、大清水浄化センター周辺住民、大清水浄化センター下流の境川周辺住民及び江ノ島周辺住民の生命、身体、健康、生活等を著しく危険にさらすとしている。

しかしながら、新研究所の排水は下水道法（昭和33年法律第79号）及び藤沢市下水道条例（昭和36年藤沢市条例第30号）等の法令の排水基準を遵守して下水道へ流されるものである。また、大清水浄化センターは水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）等の法令を遵守して境川へ放流するものであり、河川及び海の環境への影響はないものとみられ、申立人の主張には根拠がない。

また、周辺住民の生命、身体、健康、生活等を著しく危険にさらす空中へ放出される排水があるとしているが、大気へ出されるものは水蒸気となったものであり、汚染物質は含まれず周辺住民の健康へ多大な影響を与えるものとはいえない。

したがって、申立人の主張は、理由がなく、容認することは出来ない。

以上のとおり、実施機関による本件処分に違法ないし不当はなく、申立人の主張に理由がないことから、本件異議申立ては却下されるべきものである。

5 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、事業者が県生活環境保全条例の規定に基づき、指定事業所を設置するにあたって、神奈川県知事又は事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）別表（第3条関係）中、23で指定した市長の許可を得るために提出した設置許可申請書の添付文書のうち、当該施設の用排水系統の最大時の系統別水量を図示しているものである。

(2) 条例第6条第2号の該当性について

ア 条例第6条第2号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他『正当な利益を害するおそれがある』も

の。」については、公開しなければならないものではなく、この場合の「おそれ」は抽象的可能性では足りず法的保護に値する程度の蓋然性が必要である。

イ 実施機関は、本件対象文書に記載された数値が明らかになると、当該法人の機密情報が明らかになるため、同業他社であれば、容易に推測が可能であることから、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあり、条例第6条第2号に該当するため、非公開としたと主張している。

ウ 実施機関は、各数値が明らかになることにより、各系統の数値からどれくらいの量を日量研究しているか、どれくらいの投資を動物関係の施設にしているかが同業他社であれば容易に推測が可能であると主張している。

しかし、本件対象文書は、あくまでも最大時における用排水の系統別水量の数値を示しているにすぎず、現に当該研究施設において、どの系統にどれだけの水量が使用されているかが直ちに明らかになるわけではない。

また、事業規模は推測できるかもしれないが、それがいかなる技術的「ノウハウ」であって、それ故高い企業秘密となるのかについての具体的説明はなされておらず、「正当な利益を害するおそれがある」とするについて法的保護に値する蓋然性があると認めることができない。

エ 実施機関からの意見聴取並びに第三者意見書においても、本件対象文書の各数値は、企業秘密であると主張するが、公開することにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるということについて、具体的にどのような権利利益を損なうかが説明されたとまではいえず、公開することができない理由が認められない。

以上のことから、本件対象文書は、条例第6条第2号に該当しないと判断する。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2010. 6. 4	・ 行政文書公開請求書受付
6. 8	・ 市長が意見照会書を第三者に送付
6. 16	・ 行政文書公開諾否決定期間延長通知
7. 6	・ 市長が第三者から公開に対する意見書受理
7. 9	・ 行政文書公開一部承諾決定処分
7. 29	・ 行政文書公開異議申立書受理
9. 1	・ 市長から審査会へ諮問書の提出
9. 3	・ 審査会から市長へ非公開理由説明書の提出要請
10. 1	・ 市長から審査会へ非公開理由説明書の提出
10. 12	・ 審査会から異議申立人へ非公開理由説明書の写しの送付及び意見書の提出要請
11. 1	・ 異議申立人から審査会へ意見書の提出
11. 8	・ 審査会から市長へ意見書の写しを送付
2011. 2. 4	・ 審査会から市長へ対象文書の提出要請
3. 11	・ 市長から審査会へ対象文書の提出
8. 23	・ 実施機関等からの意見聴取
9. 15	・ 異議申立人からの意見聴取 ・ 異議申立人が異議申立ての一部を取り下げ
10. 12	・ 異議申立人からの異議申立て一部取下書を受理

年 月 日	処 理 内 容 等
2011. 10. 13	・ 実施機関から審査会へ諮問一部取下書の提出
11. 17	・ 審議
2012. 1. 19	・ 審議
3. 1	・ 答申

第14期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2012年2月1日～2014年1月31日)

氏 名	役 職 名 等
◎ 安 富 潔	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
○ 小 澤 弘 子	弁護士
青 木 孝	弁護士
中 津 川 彰	弁護士
金 井 恵里可	文教大学国際学部准教授

◎会長 ○職務代理者